

新型コロナウイルス感染症に係る宇和島市国民健康保険料減免チェック表

減免対象となる事由【死亡、入院等】

主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な疾病を負った。	⇒減免に該当します。
--	------------

※「重篤な傷病」とは、1か月以上の治療を要するなど症状が重い場合です。

減免対象となる事由【収入激減】

主たる生計維持者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により激減した。

はい いいえ ⇒減免に該当しません。



<p>令和4年の収入額が、令和3年と比較し10分の3以上減少が見込まれる。 ※3割とは、減少となる事業収入額の「令和4年1月から申請時点で収入が確定している月までの合計」と「前年同月間の合計」との比較となります。ただし、「前年同月間の合計」が前年収入の平均水準を下回る場合は、収入減少の判断ができないため、減免の対象外となる場合があります。【収入状況申告書の記入例を参照ください。】 例：8月申請の場合、令和4年1月から7月までの収入の合計と令和3年1月から7月までの収入を比較して3割以上減少（収入とは経費を引く前の額）</p>

はい いいえ ⇒減免に該当しません。



所得の申告等により、前年の収入（世帯員も含む）が明確である。

はい いいえ ⇒減免の判断ができません。



まずは所得の申告をしてください。

主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1円以上、1,000万円以下である。

はい いいえ ⇒減免に該当しません。



主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年所得が1円以上である。

はい いいえ ⇒減免に該当しません。



前年の事業等収入以外の合計所得が400万円以下である。

はい いいえ ⇒減免に該当しません。



主たる生計維持者が非自発的失業者に該当する。（離職・解雇）

該当しない 該当する ⇒減免の対象外です。



※失業によるもの以外で事業収入等の減少がある場合はご相談ください。

減免に該当します。



※上記【収入激減】に該当する方のうち特別な理由【廃業・失業】

世帯主が、新型コロナウイルス感染症の影響により…

事業を廃止した。

失業した。（※定年退職や懲戒解雇、昨年中の離職・転職など感染症の影響でない場合を除きます。）